

# 1. 地図記号一覧表 (解説あり)

| 建物・その他構造物  |  |   |  |  |  |
|--|--|---|--|--|--|
|  |  |   |  |  |  |
| <b>独立建物(小)</b><br>この記号が示している建物は、短辺が10メートル以上で25メートル未満のもの。ただし、必ずしも短辺10メートル以上であるとは限りません。大きな建物は、この記号で表れることがあります。 | <b>独立建物(大)</b><br>独立建物(小)に対して、建物の短辺が25メートル以上の大きな建物を表す記号です。大学などで用いられています。                     | <b>中高層建物</b><br>この記号は、建物の高さが25メートル以上あり、かつ高さ10メートル以上かつ3階相当の高さ以上の建物であることを示しています。大きな建物は、この記号で表れることがあります。 | <b>建物類似の構築物</b><br>この記号は、上から見た形で表されたもので、動物園の柵や飛行機、橋脚、ガス・石油パイプなどに用いられます。短辺が5メートル未満の場合は、25メートルと表示されています。 | <b>総描建物(小)</b><br>この記号は、建物を示している地図のなかで、短辺が25メートル未満のものを表しています。商店街などの密集地の中で、記号を表示しきれない場合は、この記号を用います。 | <b>総描建物(大)</b><br>この記号は、建物を示している地図のなかで、短辺が25メートル以上のものを表しています。ただし、この地域の中には、一定の幅に記号を配置する場合は、この記号を用います。 |
|  |  |   |  |  |  |
| <b>中高層建築街</b><br>この記号は、各地域の市役所や町役場の短辺が10メートル以上で3階相当の高さ以上の建物であることを示しています。大きな建物は、この記号で表れることがあります。              | <b>市役所</b><br>この記号は、各地域の市役所や町役場の短辺が10メートル以上で3階相当の高さ以上の建物であることを示しています。大きな建物は、この記号で表れることがあります。 | <b>町村役場</b><br>この記号は、各地域の市役所や町役場の短辺が10メートル以上で3階相当の高さ以上の建物であることを示しています。大きな建物は、この記号で表れることがあります。         | <b>官公署</b><br>この記号は、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。      | <b>裁判所</b><br>この記号は、裁判所を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                            | <b>税務署</b><br>この記号は、税務署を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                              |
|  |  |   |  |  |  |
| <b>森林管理署</b><br>この記号は、森林管理署を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                                  | <b>気象台</b><br>この記号は、気象台を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                      | <b>消防署</b><br>この記号は、消防署を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                               | <b>保健所</b><br>この記号は、保健所を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                                | <b>警察署</b><br>この記号は、警察署を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                            | <b>交番</b><br>この記号は、交番を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                                |
|  |  |   |  |  |  |
| <b>郵便局</b><br>この記号は、郵便局を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                                      | <b>小・中学校</b><br>この記号は、小・中学校を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                  | <b>高等学校</b><br>この記号は、高等学校を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                             | <b>高等専門学校</b><br>この記号は、高等専門学校を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                          | <b>短期大学</b><br>この記号は、短期大学を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                          | <b>大学</b><br>この記号は、大学を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                                |
|  |  |   |  |  |  |
| <b>病院</b><br>この記号は、個人以外の病院、国や県、市などが運営している病院を表しています。個人が運営している病院や診療所には、この記号は用いられません。                           | <b>博物館</b><br>この記号は、博物館のほか、美術館や歴史館も表しています。博物館法に基づいた博物館や同じような施設を表しています。水産館や動物館、植物館は含まれません。    | <b>図書館</b><br>この記号は、公立の図書館を表しています。分館には、この記号は用いられません。本の閲覧が可能な施設を指します。本の閲覧が可能な施設を指します。                  | <b>神社</b><br>この記号は、目録となるような神社や有名な神社に用いられます。神社や有名な神社に用いられます。神社や有名な神社に用いられます。                            | <b>寺院</b><br>この記号は、目録となるような大きなお寺や有名な寺院を表します。寺(だんじ)の形を表した記号となっています。                                 | <b>老人ホーム</b><br>老人福祉法に基づいた老人福祉施設のうち、特別養護老人ホームや第一種社会福祉事業の養老老人ホーム、介護老人ホームを表しています。大きな建物は、この記号は用いられません。  |
|  |  |   |  |  |  |
| <b>フェリー</b><br>フェリーとは、川や湖、海で、人や貨物を運ぶための船が行き交う船を表しています。この記号は、フェリーを表すほか、人や貨物を運ぶ船の発着地点と路線を表しています。               | <b>博覧会</b><br>この記号は、博覧会を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                      | <b>公園</b><br>この記号は、公園を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                                 | <b>公園</b><br>この記号は、公園を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                                  | <b>公園</b><br>この記号は、公園を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                              | <b>公園</b><br>この記号は、公園を示しています。また、官公署や保健所などのように、独自の記号が決められているものを示しています。                                |

| 道路  |  |   |   |  |  |
|---|--|---|---|--|--|
|   |  |   |   |  |  |
| <b>真直道路</b><br>この記号では、道幅が25メートル以上の道路を表しています。道幅が25メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号を配置する場合は、この記号を用います。           | <b>4車線以上道路</b><br>道路の幅が13メートル以上あり、25メートル未満の道路を表しています。道幅が25メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号を配置する場合は、この記号を用います。 | <b>2車線道路</b><br>この記号では、道路の幅が5.5メートル以上あり、13メートル未満の道路を表しています。道幅が5.5メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号を配置する場合は、この記号を用います。 | <b>1車線道路</b><br>この記号では、道路の幅が3メートル以上5.5メートル未満の道路を表しています。道幅が3メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号を配置する場合は、この記号を用います。   | <b>軽車道</b><br>この記号で表す道路の幅は、1.5メートル以上3メートル未満の道路です。道幅が1.5メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号を配置する場合は、この記号を用います。    | <b>徒歩道</b><br>この記号で表す道路の幅は、1.5メートル未満の道路です。道幅が1.5メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号を配置する場合は、この記号を用います。 |
|   |  |   |   |  |  |
| <b>建設中の道路</b><br>現地調査時に、建設中の道路を表しています。数年経過後は、道路の幅や車線が変更される可能性があります。幅が20メートルより広い道路は、上線と下線を別々に表しています。 | <b>分離帯</b><br>分離帯とは、上下線を隔てる構造物のことです。この記号では幅が20メートル以下のものを表しています。幅が20メートルより広い道路は、上線と下線を別々に表しています。    | <b>トンネル</b><br>この記号では、地下を通る道路を表しています。トンネルの幅が20メートル以下のものを表しています。トンネルの幅が20メートルより広い道路は、上線と下線を別々に表しています。      | <b>石段</b><br>この記号では、傾斜地に作られた階段を表しています。トンネルの幅が20メートル以下のものを表しています。トンネルの幅が20メートルより広い道路は、上線と下線を別々に表しています。 | <b>国道</b><br>道路法という法律で決められている道路(高速自動車道、都市高速道路、一般国道)を表している記号です。一般の道路と区別しやすいように、青色のアスタリスクが記号に付いています。 | <b>有料道路と料金所</b><br>道路を使用する時に、通行料金を支払う必要がある道路を表しています。料金所の記号も表します。料金所がある場合は、料金所を示しています。    |

| 鉄道  |  |  |  |   |   |
|---|--|--|--|---|---|
|   |  |  |  |   |   |
| <b>JR線(単線)</b><br>この記号では、JR線の単線区間を表しています。他の私鉄の場合は、線路上に記号を配置する場合は、この記号を用います。 | <b>JR線(複線)</b><br>この記号では、JR線の複線区間を表しています。線路上に記号を配置する場合は、この記号を用います。                       | <b>JR線以外(単線)</b><br>この記号では、JR線以外の民間会社などが経営している鉄道の単線区間を表しています。線路上に記号を配置する場合は、この記号を用います。       | <b>JR線以外(複線)</b><br>この記号では、JR線以外の民間会社などが経営している鉄道の複線区間を表しています。線路上に記号を配置する場合は、この記号を用います。 | <b>貨物線(JR線以外)</b><br>この記号では、JR線以外の鉄道事業者が所有する貨物線を表しています。貨物線の記号は、貨物列車の線路とは別々に記号を配置する場合があります。      | <b>地下鉄および地下鉄</b><br>この記号では、地下を通る道路を表しています。トンネルの幅が20メートル以下のものを表しています。トンネルの幅が20メートルより広い道路は、上線と下線を別々に表しています。 |
|   |  |  |  |   |   |
| <b>リフト等</b><br>この記号では、ロープウェイやスキーリフト、ベルトコンベアなどを表しています。大きなものは、この記号は用いられません。   | <b>建設中又は運行休止中の鉄道(JR線)</b><br>この記号では、建設中または運行休止中の鉄道(JR線)を示しています。線路上に記号を配置する場合は、この記号を用います。 | <b>建設中又は運行休止中の鉄道(JR線以外)</b><br>この記号では、建設中または運行休止中の鉄道(JR線以外)を示しています。線路上に記号を配置する場合は、この記号を用います。 | <b>側線</b><br>この記号では、側線を表しています。側線とは本線以外の線路のことです。列車の組み替えや貨物の積み降ろしなどに利用されます。              | <b>鉄道橋</b><br>この記号では、川にかかる橋や立体交差点や架橋を表しています。長さ20メートル以上のものが対象です。トンネルの幅が20メートル未満のものも、全てこの記号で表します。 | <b>トンネル</b><br>この記号では、地下を通る道路を表しています。トンネルの幅が20メートル以下のものを表しています。トンネルの幅が20メートルより広い道路は、上線と下線を別々に表しています。      |
|   |  |  |  |   |   |
| <b>雪覆い等</b><br>この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。                                   | <b>雪覆い等</b><br>この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。  | <b>雪覆い等</b><br>この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。  | <b>雪覆い等</b><br>この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。  | <b>雪覆い等</b><br>この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。   | <b>雪覆い等</b><br>この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。   |

| 目標物  |   |  |   |   |   |
|--|---|--|---|---|---|
|  |   |  |   |   |   |
| <b>高塔</b><br>この記号は、4本の脚が東京タワーの上から見える様子から由来しています。五層塔や塔屋、塔屋の屋根を、尖った形に記号を配置する場合は、この記号を用います。 | <b>記念碑</b><br>この記号では、立像など、有名な記念碑を表しています。その地域の目録となることがあります。有名な記念碑を表しています。            | <b>煙突</b><br>この記号では、特に大きな煙突を表しています。煙突と空の境界を示した記号の形となっています。         | <b>電波塔</b><br>この記号では、電波の送受信を行う塔を表しています。テレビやラジオ、無線機などの電波塔を表しています。アンテナや送信機を記号に記号を配置する場合は、この記号を用います。 | <b>油井・ガス井</b><br>この記号では、油井とガス井(ゆせき)を表しています。現在採掘中であり、目標となる施設がある場合に、この記号を利用します。 | <b>灯台</b><br>この記号では、すべての灯台を表しています。この記号は、灯台は放つ光が広がる形に由来した記号となっています。                  |
|  |   |  |   |   |   |
| <b>風車</b><br>この記号では、発電をするために設置された風車を表します。目標となる施設がある場合に、この記号を利用します。                       | <b>坑口</b><br>この記号は、坑口(こうこう)を表しています。道路や水路、鉄道などが地下に入る部分を示します。トンネルの入口をイメージした記号となっています。 | <b>風車</b><br>この記号では、発電をするために設置された風車を表します。目標となる施設がある場合に、この記号を利用します。 | <b>坑口</b><br>この記号は、坑口(こうこう)を表しています。道路や水路、鉄道などが地下に入る部分を示します。トンネルの入口をイメージした記号となっています。               | <b>風車</b><br>この記号では、発電をするために設置された風車を表します。目標となる施設がある場合に、この記号を利用します。            | <b>坑口</b><br>この記号は、坑口(こうこう)を表しています。道路や水路、鉄道などが地下に入る部分を示します。トンネルの入口をイメージした記号となっています。 |

| 特定地区  |  |   |  |   |   |
|---|--|---|--|---|---|
|   |  |   |  |   |   |
| <b>墓地</b><br>この記号では、お墓がある場所を表しています。お墓の広さが7メートル×7メートル以上の場合は、特定地区を指します。この記号は、お墓の横から見た様子から由来しています。 | <b>工場</b><br>地域で工場が立ち並ぶ場所、工場がある場合にこの記号で表します。敷地面積が125メートル×125メートル以上の大きな工場の場合は、名前を記すこともあります。 | <b>自衛隊関係</b><br>この記号では、自衛隊施設という法で定められた施設を表しています。防衛庁や防衛大学校などは、この記号を使用せず、官公署の記号を用います。 | <b>発電所等</b><br>この記号では、発電所と変電所をあらわしています。管理施設などの建物がある場合は、この記号を利用します。また、変電所がある場合は、この記号を利用します。 | <b>温泉</b><br>この記号では、温泉法で定められた温泉地を表しています。温泉地は、温泉法で定められた温泉地を表しています。温泉地は、温泉法で定められた温泉地を表しています。                          | <b>噴火口・噴気口</b><br>この記号で表しているのは、噴火口や噴気口です。この記号は、噴火口や噴気口の形に由来した記号となっています。   |
|   |  |   |  |   |   |
| <b>採石場</b><br>この記号では、建築などに使う石などの材料を採掘する場所を示しています。土がけや土留の形を表した記号となっています。                         | <b>採石場</b><br>この記号では、建築などに使う石などの材料を採掘する場所を示しています。土がけや土留の形を表した記号となっています。                    | <b>採石場</b><br>この記号では、建築などに使う石などの材料を採掘する場所を示しています。土がけや土留の形を表した記号となっています。             | <b>採石場</b><br>この記号では、建築などに使う石などの材料を採掘する場所を示しています。土がけや土留の形を表した記号となっています。                    | <b>採石場</b><br>この記号では、建築などに使う石などの材料を採掘する場所を示しています。土がけや土留の形を表した記号となっています。   | <b>採石場</b><br>この記号では、建築などに使う石などの材料を採掘する場所を示しています。土がけや土留の形を表した記号となっています。   |
|   |  |   |  |   |   |
| <b>城跡</b><br>この記号では、以前にお城があった場所を示しています。現在でも天守閣や櫓、石垣などがある場合もこの記号を用います。                           | <b>重要港</b><br>この記号では、港湾法で決められた「重要港湾」を表しています。現在でも天守閣や櫓、石垣などがある場合もこの記号を用います。                 | <b>地方港</b><br>この記号では、港湾法で決められた「地方港湾」を表しています。現在でも天守閣や櫓、石垣などがある場合もこの記号を用います。          | <b>漁港</b><br>この記号は、漁港法で定められた漁港を表しています。第一種漁港と定められている場合は、この記号を利用します。港域の中央にこの記号を配置します。        | <b>史跡・名勝・天然記念物</b><br>この記号は、文化財保護法で定められた史跡や名勝、天然記念物の場所を表します。その名勝も一緒に記号は使用しません。名勝と一緒(磨滅)と表示します。特別な場合は、名称と一緒(特)と記します。 | <b>史跡・名勝・天然記念物</b><br>この記号は、文化財保護法で定められた史跡や名勝、天然記念物の場所を表します。その名勝も一緒に記号は使用しません。名勝と一緒(磨滅)と表示します。特別な場合は、名称と一緒(特)と記します。 |